

# 大江町景観計画

平成19年9月 策定

平成24年7月 一部変更

山形県大江町

- 第1 景観形成の理念
- 第2 景観計画の区域
- 第3 特別景観形成地区及び特別景観保全地区の指定の方針
- 第4 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
  - 1 景観形成の基本方針
  - 2 地域別景観形成方針
  - 3 公共施設の整備に関する景観形成方針
- 第5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
  - 1 条例で定める届出対象行為
  - 2 規則で定める届出対象行為の例外
  - 3 規制又は措置の基準
- 第6 景観重要建造物の指定の方針
- 第7 景観重要樹木の指定の方針
- 第8 景観重要文化の指定の方針

## 第1 景観形成の理念

町の原風景とも言える最上川の雄大な流れや山林・河川に代表される豊かな自然を保全しながら、舟運文化から生まれ連綿と受け継がれてきた地域の歴史、その蓄積のうえで営まれる人々の暮らしの息遣い、未来に向けた町民の活力が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を町民と行政の協働により創出することを基本とする。

### 景観形成のテーマ「誇れる大江の景観をみんなで創り、次代につなげよう」

町民が、過去・現在・未来を通じてわがまちへの愛着と誇りを感じられ、いきいきと暮らせること、さらには町外からの来訪者が大江の魅力を実感でき、かつ町民と来訪者との交流が生まれることにより、町民生活が充実することを景観形成の目標とする。

目標1 「町民と行政が協働し愛着と誇りを感じられる景観の形成」

目標2 「大江の魅力を象徴し交流を促す景観の形成」

## 第2 景観計画の区域（景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第2項第1号関係）

大江町景観計画（以下「景観計画」という。）の区域は、大江町全域とする。

## 第3 特別景観形成地区及び特別景観保全地区の指定の方針（大江町景観条例（平成19年条例第3号）第7条第1項関係）

特別景観形成地区及び特別景観保全地区は、それぞれ次の方針に基づき指定する。

#### 1 特別景観形成地区の指定の方針

本町の景観形成を推進するうえで、重点的に景観形成を誘導していく地区を指定する。

- (1) 地域を象徴する歴史的な建造物等を有し、周囲の景観とともに良好な景観を形成する必要がある地区
- (2) 地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある地区
- (3) 観光の振興、交流の促進を図るうえで良好な景観を形成する必要がある地区

#### 2 特別景観保全地区の指定の方針

本町を代表する良好な景観をなしており、将来にわたり重点的に保全していく地区を指定する。

- (1) 地域を象徴する歴史的な街並みや文化資産が残され、周囲の景観とともに良好な景観を保全する必要がある地区
- (2) 自然のすぐれた景観を有し、周囲の景観とともに良好な景観を保全する必要がある地区
- (3) 観光の振興、交流の促進を図るうえで周囲の景観とともに良好な景観を保全する必要がある地区

### 第4 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

大江町の良好な景観の形成に関する方針は、景観形成の基本方針、地域別景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針のほか、特別景観形成地区若しくは特別景観保全地区を指定した場合は、別途定める当該地区における良好な景観の形成に関する方針とする。

#### 1 景観形成の基本方針

- (1) 町民と行政が協働し愛着と誇りを感じられる景観づくり

##### ア 町民と行政の協働による景観の形成

町民や事業者の景観形成に対する意識を高め、主体的な取り組みにつながるよう情報提供を行うとともに、町民と行政の協働による景観形成を推進する仕組みをつくる。

##### イ うるおいある街並み景観の形成

市街地、住宅団地、農村集落、工業団地など地域の成り立ちを背景とする土地利用に調和した建物等の形態・色彩の誘導を行う。また、うるおいある街並みを形成するため緑化に努めるとともに、無秩序な開発を抑制する。

##### ウ 生活に身近な自然環境の保全

最上川や月布川、市街地や集落を取り囲む里山、山林や田園など多くの豊かな自然環境を保全するため、荒廃を抑制する取り組みとともに環境美化の活動を推進する。

- (2) 大江の魅力象徴し交流を促す景観づくり

##### ア 賑わいを感じられる景観の創出

中心市街地の再生を図るため、商業地における安全・安心な道路空間の整備とともに、建物の協調化を図る。また、楯山公園や大山自然公園、柏陵地区などの交流拠点及び町のゲート空間となる左沢駅や最上橋周辺において、魅力ある景観整備を行う。

イ 地域の歴史を伝える史跡・伝統文化の保全

町内に散在する史跡や歴史的建造物等を保全するとともに、周辺環境整備をあわせて行ない、歴史を感じさせる街並みの形成に努める。

また、地域の個性を際立たせる伝来の祭りや伝統文化の継承に努める。

ウ 自然景観を活かした景勝地の保全

朝日連峰や神通峡などの景勝地において、工作物の設置を最小限にとどめるとともに、貴重な動植物や自然環境を保護する。

## 2 地域別景観形成方針

地域の特色ある景観の保全と良好な景観を創造するため、地域を区分し、地域の状況に適応する景観の形成を図る。

### (1) 市街地地域の景観形成方針

左沢地区を中心とする都市計画区域で、多様な土地利用特性に応じた都市景観の形成を図る。

ア うるおいある街並み景観の形成

快適でうるおいある街並みを形成するため、建築物の屋根や壁面の色彩、工作物の形態・色彩は周囲の景観との調和を図り協調化に努める。道路及び隣地境界との離れを設け、街並みの連続性・開放性の確保に努める。

また、うるおいを感じられる街並みを形成するため、敷地内の緑化を推進するとともに、案内・サイン類の計画的な配置を図る。

イ 賑わいを感じられる景観の創出

賑わいある商業地景観を形成していくため、店舗等の形態・色彩の協調化、空き店舗の活用による商店街の連続性確保を図る。

また、安全で安心して誰もが歩ける歩行空間の整備、ストリートファニチャーの配置による魅力ある道路空間の創出に努める。

ウ 地域の歴史を伝える史跡・伝統文化の保全

歴史を感じさせる街並みを形成するため、舟運文化を色濃く残す町割りや蔵、歴史的建築物、史跡等の保全とその周辺環境整備を図る。

また、代々受け継がれてきた地域の個性を際立たせる祭りや伝統文化の継承に努める。

エ 生活に身近な自然環境の保全

安らぎをもたらす市街地の背景にある里山の緑の保全とともに、公共下水道の整備及び加入促進による河川の水質保全、河川環境の保全にあわせ親水空間の整備を図る。

### (2) 田園地域の景観形成方針

本郷地区を中心とする月布川沿いに広がる田園地帯と背景の里山からなる地域で、農村の原風景となる生活に根ざした農村景観の保全を図る。

ア うるおいある街並み景観の形成

農村集落に調和するよう建築物の屋根形態の誘導、工作物の形態・色彩の周辺景観への調和を図る。道路及び隣地境界との離れを設け、開放性の確保に努める。

また、農村集落の風景や道路から見える田園・山並み景観を阻害する案内・サイン類の計画的な配置に努めるとともに、空き家の利活用による廃屋化の抑制を図る。

#### イ 生活に身近な自然環境の保全

農村集落の原風景となる田園・果樹園の保全、山林などの適正な維持管理とともに、里山の自然環境の保全、景観を阻害する開発の規制に努める。

また、排水処理対策の促進による河川の水質保全、河川環境の保全にあわせ親水空間の整備を図る。

### (3) 山里地域の景観形成方針

七軒地区を中心とする朝日連峰から連なる山地と点在する山里からなる地域で、観光地周辺の景観誘導と森林景観の維持を図る。

#### ア 自然を活かした景勝地の保全

豊かな山林の緑に包まれた山村集落の風情を保全するため、建築物・工作物の形態・色彩の誘導を図る。併せて、案内・サイン類の計画的な配置に努める。

また、山林の荒廃を防ぐための適正な維持管理や神通峡、月布川などの河川環境の保全、貴重な動植物の保護に努めるとともに、山村集落のたたずまいを阻害する大規模な開発の規制、空き家の利活用による廃屋化の抑制を図る。

## 3 公共施設の整備に関する景観形成方針

公共事業による道路、公園及び建築物の整備は、良好な景観形成の先導的な役割を果たすため、町が行う公共事業の実施にあたっては、周辺景観に調和する落ち着いたデザインとする。

### (1) 道路整備に関する景観形成方針

道路の整備に際しては、歩行者の安全性と快適性を重視した構造とするとともに、舗装は沿道の建築物など周辺景観と調和する素材や色彩を用いる。橋梁の整備にあたっては周辺の景観に調和したデザインとする。

また、街路樹や植栽帯を整備し、ゆとりを感じられる空間を創造する。

信号機、照明、標識等の交通安全施設を設ける場合は、華やかなデザインを避けるものとし、極力その他のベンチなどとともにデザインの統一を図る。

### (2) 公園整備に関する景観形成方針

遊具の整備に際しては、児童などの利用者の安全性を重視した構造とするとともに、周辺景観と調和する素材や色彩を用いる。

また、植栽帯を配置し緑化に努めるとともに、適正な維持管理を図る。

### (3) 建築物整備に関する景観形成方針

公共建築物の整備に際しては、和風のデザインを基本として、屋根は傾斜屋根、色彩は黒又は濃灰色を基本とする。外壁は白色系の彩度の低い色とし周辺の景観との調和に努める。

地域に多く生育する樹木や草花で緑化を行うとともに、道路などから見通せる場所については、四季を感じることでできる花木により緑化に努める。

屋外設備は、道路から容易に望見される位置に露出しないよう建築物に取り込むか、

覆いを施すなどにより周辺の景観との調和を図る。

(4) サイン整備に関する景観形成方針

案内板・サイン類の整備に際しては、町内の主要な施設等の案内について効果的な場所に計画的に設置するとともに、その目的に応じてデザインを統一する。

デザインについては、わかりやすいピクトグラム（絵文字案内）の活用に努めるとともに、外国語標記もあわせて行う。

また、設置に際しては信号柱や照明柱との一体化など、効率的な設置に努める。

(5) 電柱・電線類の整備に関する景観形成方針

電柱・電線類の整備に際しては、歩行者の安全性確保や良好な街並み形成に向けて、電柱の私有地への移設や地中化を検討する。特に市街地における多くの歩行者が回遊するネットワーク上となる商店街などを重点的に整備することとし、その緊急性や他事業との一体的な整備を考慮し整備順位を検討する。

(6) その他の施設に関する景観形成方針

消防施設やゴミ収集施設、屋外掲示板などの整備に際しては、機能を重視した配置を基本とするが、周囲の景観や歩行者等の安全性に配慮した形態、色彩とする。

## 第5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

### 1 条例で定める届出対象行為

法第16条第1項第4項の規定により条例で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (2) 土石の採取、鉱物の掘採
- (3) 木竹の伐採
- (4) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

### 2 大江町景観条例施行規則で定める届出対象行為の例外

規則第7条別表ただし書きで定める届出対象行為の例外については、特別景観形成地区に別に定める

### 3 景観形成基準

行為についての制限（以下「景観形成基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第16条第3項及び第6項の規定による景観形成基準は、別表のとおりとする。
- (2) 特別景観形成地区を指定した場合は、別途当該地区の景観形成基準を定め、特別景観保全地区を指定した場合は、別途当該地区の景観保全基準（「景観形成基準」と同意語として用いる。）を定めるものとする。

## 第6 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

歴史と趣きを感じさせる建造物（建築物及び工作物）で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるものを指定する。

- (1) 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与する

ものであること。

- (2) 街角やアイストップに位置するなどによりランドマーク性を有し、景観上優れたものであること。
- (3) 地域の自然、歴史、文化、生活などの特性が形として現れたもので、地域を象徴する建造物であること。

## **第7 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）**

樹高があり幹が太く、葉ぶりが良好で町民に親しまれている樹木、一体となって周囲の景観を形成している樹木群など、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるものを指定する。

- (1) 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボリックな存在として良好な景観の形成に寄与するものであること。
- (2) 由緒、由来のあるもので、健全で美観上優れたものであること。
- (3) 街角やアイストップに位置するなどによりランドマーク性を有し、景観上優れたものであること。

## **第8 景観重要文化の指定の方針**

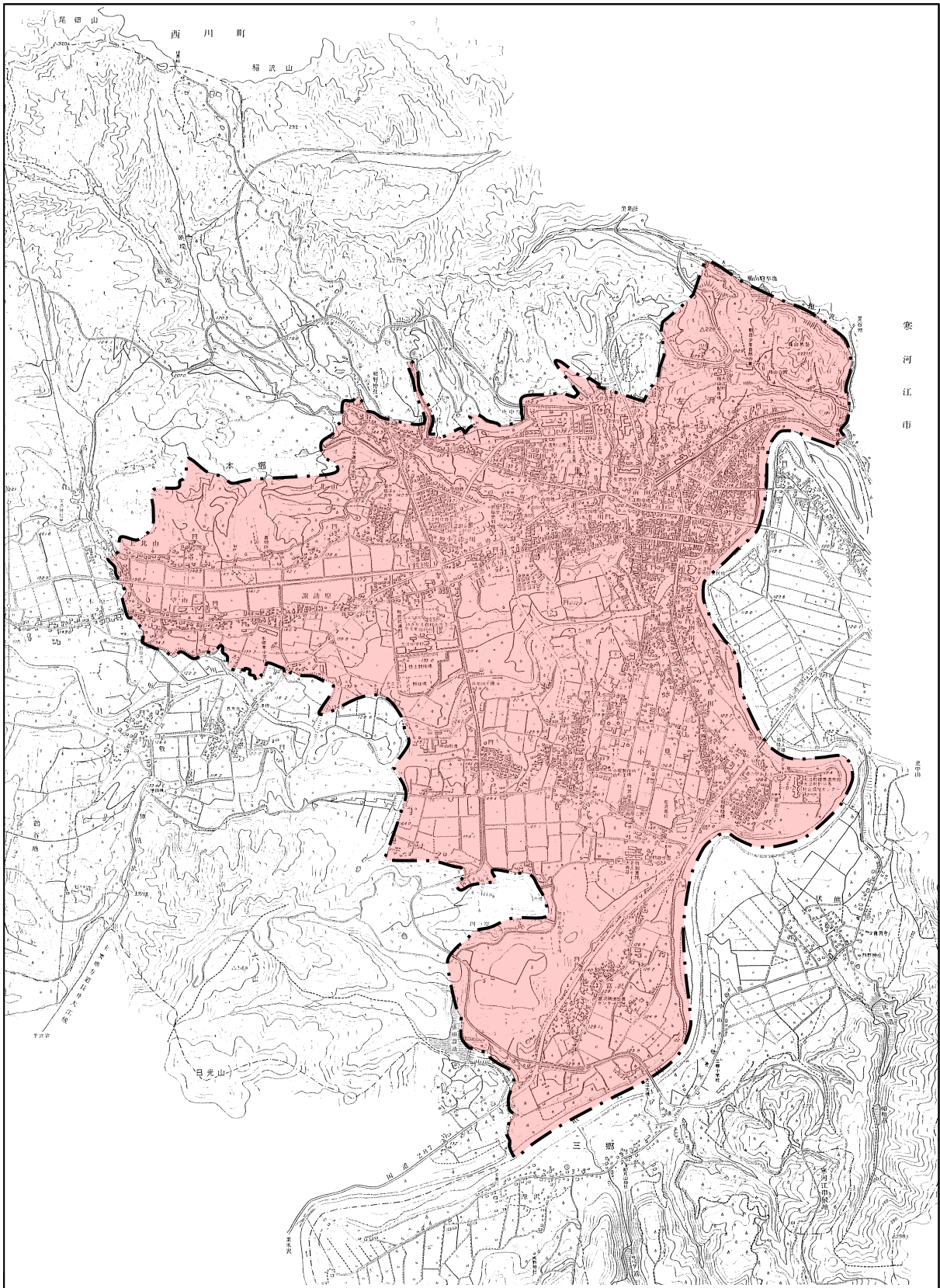
地域に代々伝わる歴史的な祭りや伝統文化などの地域を象徴するものを指定する。

- (1) 地域を象徴する心象風景となっているものであること。
- (2) 町民に親しまれ季節の移ろいを感じさせるものであること。
- (3) 地域に密着し、将来にわたり継承されうるものであること。





別図2  
市街地地域詳細図



## 別表

### 景観形成基準

#### 1 市街地地域の景観形成基準

区 分		景観形成基準
建 築 物 ・住宅 ・店舗	形態	・周辺景観の調和に配慮すること。
	色彩	・屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着きのある色彩とすること。 ・外壁は彩度の低い色とすること。
	高さ	・道路に面する部分は圧迫感を感じさせない空間づくりに配慮すること。
	位置	・道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退させること。
	緑化	・道路に面する場所は花木などによる緑化に努めること。 ・河川敷との境界は生垣や花壇により緑化に努めること。
工 作 物 ・門 ・塀	形態	・門は周辺の景観と調和したものとする。
	色彩	・道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀の設置に努めること。
その他の 工 作 物	色彩	・周辺の景観と調和する色彩とすること。
	高さ	・周辺の景観に圧迫感を与えない高さとする。 ・楯山、大山からの眺望に配慮した高さとする。
屋 外 の 集 積 及 び 貯 蔵	高さ 規模	・集積物等は、周辺の景観に配慮した高さとする。 ・集積等の面積は必要最小限にとどめること。
	位置	・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、敷地外周部に植栽等を施し周辺の景観に配慮すること。
土 地 の 形 質 の 変 更	形状	・造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめること。
	性質	・法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図ること。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。

## 2 田園地域及び山里地域の景観形成基準

区 分		景観形成基準
建 築 物 ・住宅 ・店舗	形態	・在来工法の伝統的な形態を基本とすること。
	色彩	・屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩とすること。
	高さ	・2階建て以下を基本とすること。
	位置	・道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退させること。 ・山並みの眺望に配慮した位置とすること。
	緑化	・敷地内は花木などによる緑化に努めること。
工 作 物 ・門 ・塀	形態	・門は周辺の景観と調和したものとする。
	色彩	・道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀の設置に努めること。
その他の 工 作 物	色彩	・周辺の景観と調和する色彩とすること。
	高さ	・周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・山並みの眺望に配慮した位置とすること。
屋 外 の 集 積 及 び 貯 蔵	高さ 規模	・集積物等は、周辺の景観に配慮した高さとする。 ・集積等の面積は必要最小限にとどめること。
	位置	・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、敷地外周部に植栽等を施し周辺の景観に配慮すること。
土 地 の 形 質 の 変 更	形状	・造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮すること。
	性質	・法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図ること。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。